

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(X-1-4))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標X-1-4) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること	担当 部署名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 山口 高志
施策の概要	<p>○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。</p> <p>○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。</p> <p>○ 介護サービス基盤の整備に当たっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正(令和3年4月1日施行)により、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進めることとしている。</p> <p>○ 第8期(令和3年度～5年度)においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減していく令和22(2040)年までの双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて、第8期計画に位置付けることとしている。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費や都道府県における緊急時の応援派遣に係る体制構築の支援 ・ 介護施設等における感染症拡大防止対策に係る支援(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要費用補助) など 				
施策を取り巻く現状	<p>○ 介護保険制度創設以降、75歳以上人口は急速に増加し、85歳以上人口はこれを上回る勢いで増加している。</p> <p>○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。</p> <p>○ こうした高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。</p> <p>○ 令和6(2024)年から開始する第9期介護保険事業計画期間に向けて、社会保障審議会介護保険部会において議論が行われ、令和4年12月に、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保を内容とした「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。この取りまとめを踏まえた「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日以降順次施行することとされたところ。</p> <p>○ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月には149万人であったサービス利用者数は令和4年4月には517万人と約3.5倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。</p> <p>○ 平成12年度は3.6兆円だった介護給付費は令和2年度には11.6兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、介護給付費は約15兆円になると推計されている。</p>				
施策実現のための課題	1	・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となるが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。 ・ 具体的には、介護保険事業の実施状況(第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、給付費等)の把握や、各保険者の介護保険財政の安定化、介護報酬の円滑かつ適切な審査支払いなどを実現するとともに、要介護認定の適正化や介護DBの分析を通じ、介護保険制度の安定的な運営を図る必要がある。			
	2	・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。 ・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	介護保険制度の適切な運営を図る。	総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。 このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。		
	目標2 (課題2)	必要な介護サービスの量及び質を確保する。	利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(令和2年度～) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7、36】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPI】 (～令和元年度) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合(アウトプット)	75.9%	平成30年度	100%	令和5年度	100%	100%	100%	100%	100%	適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定]	同左
要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33-i、35、7】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	7.1	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小させることは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき標準偏差については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定] ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。(参考)平成27年度実績:7.2、平成28年度実績:7.1
要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33-i、35、7】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	11.0%	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき平均値については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定] ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。平成27年度実績:10.7%、平成28年度実績:11.0%
達成手段1(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7】	1.0億円	0.8億円	0.8億円	-	①・全国の保険者(1,571保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。					2023-厚労-22-0826
(2)	国民健康保険中央会施行経費等(項)介護保険制度運営推進費(平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7.33-i、35.36.38-b,c,d、7】	4.9億円	4.5億円	4.3億円	1	・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に見出し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。					2023-厚労-22-0836

(3)	介護給付費等負担金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7.33-i .35.36.⑦】	22,731億円	23,512億円	24,379億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ＜介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合＞ <ul style="list-style-type: none"> ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・23% ・2号保険料・・・27% ・介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・給付費の5割とは別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。 ＜低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合＞ <ul style="list-style-type: none"> ・国・・・50% ・都道府県・・・25% ・市町村・・・25% 	2023-厚労-22-0838
		20,386億円	20,867億円				
(4)	介護給付費財政調整交付金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7.33-i .35.36.⑦】	5,955億円	6,159億円	6,400億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 ・第1号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。 	2023-厚労-22-0839
		5,325億円	5,422億円				
(5)	介護納付金負担金等 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7.33-i .35.36.⑦】	2,652億円	2,633億円	2,575億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保等及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担(補助) (補助率 市町村国保:32/100及び9/100、協会けんぽ:164/1000 等) ・医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担(補助)を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。 	2023-厚労-22-0841
		2,652億円	2,633億円				
(6)	介護保険関係業務費補助金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	2.4億円	3.3億円	3.2億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理に必要な経費を補助するもの。 【介護保険関係業務】 <ul style="list-style-type: none"> ①医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収 ②市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付 ・介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事業の遂行に必要な事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 	2023-厚労-22-0837
		2.4億円	2.4億円				
(7)	要介護認定適正化等事業 (平成13年度)	73百万円	123百万円	125百万円	1.2,3	市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。	2023-厚労-22-0829
		73百万円	122百万円				
(8)	介護事業実態調査事業 (平成13年度)	1.2億円	2.9億円	2.4億円	-	介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得ることができる。	2023-厚労-22-0842
		1.1億円	2.9億円				
(9)	介護報酬改定検証・研究委員会費 (平成23年度)	2.1億円	1.7億円	1.9億円	-	社会保険審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、令和3年度介護報酬改定の効果の検証や、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施し、次期介護報酬改定に向けた必要な基礎資料を得ることができる。	2023-厚労-22-0843
		2.0億円	1.5億円				
(10)	介護支援専門員研修オンライン化等運用事業 (令和2年度)	150百万円	120百万円	82百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の法定研修が受講しやすい環境を整備するため、研修の実施主体である各都道府県に対し研修オンライン化の促進を図るもの。 ・研修オンライン化により、介護支援専門員の受講負担の軽減に資することができる。 	2023-厚労22-0857
		141百万円	118百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
4 地域密着型サービス事業所数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】 【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数】 【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数】	26,780件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(27,502件)以上	前年度(27,782件)以上	前年度(28,198件)以上	前年度(28,507件)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 ・高年齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 	・事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:25,986件
					27,782件	28,198件	28,507件	集計中(令和5年度中目途公表予定)			
					1,020件	1,099件	1,178件	集計中(令和5年度中目途公表予定)			

5	地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021:社会保障分39-V】	-	令和3年度	前年度以降上昇	毎年度	-	-	-	前年度以降上昇	前年度以降上昇	・ ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するために、多くの介護福祉施設等において効果的なテクノロジーの活用を推し進める観点から、導入支援件数ではなく、導入施設等の割合を目標とした。(地域医療介護総合確保基金による介護ロボット導入支援事業での補助施設数(累計)/主な介護保険施設数) 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の当該割合については、令和5年度中の集計予定としていることから、取組を推進する観点から前年度以降上昇とするもの。
6	地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-V、44-i、44-iii】	38	令和元年度	前年度実績から増加	毎年度	-	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	・ ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するための手引きである生産性向上ガイドラインを活用した事業所数等を図ることで、サービスの質と量を一体的に確保する取組の広がりを把握できる。 ・ なお、数値自体は、把握が可能である、予算事業等を通じて実施する取組を普及させるセミナー等の範囲において集計する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	予算等をふまえて開催するセミナー数なども増減するものではあるが、取組を拡大させるという目的に照らし前年度実績から増加と設定。
達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額	予算額								
		執行額	執行額	予算額								
(11)	介護保険施行企画指導費等(再掲) ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費一【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業一【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	1.0億円	0.8億円	0.8億円	-	※①については、達成手段1にて記載。 ② 各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。また、介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備及び届出について、行政機関にて効率的に業務を行えるよう、所轄庁が異なる全国の事業者の情報をデータシステムにより一括して管理する業務管理体制データ管理システムの運用保守を行う。 ③ 健康管理・疾病予防・介護予防等について特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰すること(健康寿命をのばそう!アワード)により、個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。					2023-厚労-22-0826	
(12)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	87.6億円	63.6億円	85.1億円	4、5	・ 各地方公共団体が、地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備する際に、施設の整備に要する費用に対して補助を実施している。 ・ 各市町村が策定する整備計画に基づく既存介護施設等のスプリンクラー等の設置等を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 ・ 介護施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、換気設備の設置に必要な費用を補助する。					2023-厚労22-0830	
(13)	地域医療介護総合確保基金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-iv、39-v、44-ii、44-iv、⑦】	568億円	1078億円	493億円	4、5	・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 ・ また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医、一般病院勤務の医師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を修了した医療従事者の存在が必要不可欠である。 ・ 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。 ・ 介護ロボットの普及に向けて、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施する。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の支援を実施する。 ・ 介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要経費の支援 ・ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保に係る支援					2023-厚労-22-0865	
		77.8億円	49.5億円									
		549億円	1078億円									

(14)	介護サービス指導者等養成研修等事業等	1.3億円	2.2億円	0.7億円	-	①介護保険指導監督等職員等研修事業 ＜指導監督＞ 自治体の指導監督担当職員を対象として、介護事業所のサービスの質の確保・保険給付の適正化を図るため、指導監督等の技術の平準化、効率的かつ効果的な実施に必要な知識・技術の習得を図る。 ＜業務管理体制＞ 厚生労働省が監督する介護事業者の法令遵守責任者等を対象として、介護事業者内の業務管理体制を確立し、法令遵守に必要な知識の習得を図る。 ※令和4年度よりアフターコロナを想定しオンラインでの研修方法を採用	2023-厚労-22-0828		
	②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業 自治体が、集合住宅関連介護事業所に対する実地指導を重点的に展開するために、介護サービス提供の適正化に向けた施策の推進に資する事業費の補助を行う。さらに、その取組を踏まえ、今後の効果的な実地指導の方向性を導き出すための支援を行う。								
(15)	介護ロボット開発等の加速化事業 (平成28年度)	-	8.9億円	8.9億円	-	・介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリ빙ラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運用するとともに、介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。 ・本事業により、介護ロボット等のテクノロジーを活用した介護現場の生産性向上の取組を推進することで、介護サービスの質の確保・向上につながる。	2023-厚労-22-0846		
		-	8.6億円						
(16)	介護事業所における生産性向上推進事業 (平成30年度)	-	1.7億円	1.7億円	6	・介護事業所の経営者層・介護従事者層の生産性向上の取組に関する知識・経験に応じたセミナーの開催・定着支援等を行うとともに、地域における取組の推進に関する都道府県担当者等に対する説明会や地域における取組の推進方策に関する検討会を開催する。 ・本事業により、介護ロボット等のテクノロジーを活用した介護現場の生産性向上の取組を推進することで、介護サービスの質の確保・向上につながる。	2023-厚労-22-0850		
		-	1.5億円						
(17)	新型コロナウイルス感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する相談等支援事業 (令和2年度)	0.3億円	-	-	-	介護サービスは、要介護者・家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症のまん延時期であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービスの維持が求められる一方で、介護サービスの提供にあたり、居宅によって異なる住居環境、同居家族等の関わりや利用者の状態等により、専門的な感染防止対策の知識等に加え、通常とは異なる形態でのサービス提供が必要となっている。 本事業では、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症等への不安や疑問を抱え業務に当たる介護事業所及び従事者に対する支援を通して、安全かつ継続的な介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。 なお、本事業は令和3年度に既に終了済み。	-		
		0.2億円	-						
(18)	介護関連データの収集等に係るシステム改修費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-ii】	1億円	2.2億円	2.9億円	-	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等を収集するために必要な、市町村介護保険事務システムの改修を行うことで、被保険者への必要な介入等につながるような解析が可能となり、データ活用のための基盤を整備するもの。	-		
		1億円	2.1億円						
(19)	ケアプランデータ連携システム構築事業 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-v、44-i】	1.6億円	2.7億円	4.7億円	-	介護事業所における業務効率化を図るためには、紙による手渡しやFAX等で連携されていた情報をICTを活用するデータ連携で省力化することが有効である。このため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で安全にケアプランデータのやり取りをするためのシステム(ケアプランデータ連携システム)を構築し、介護サービス事業所等の業務の効率化を図る。	2023-厚労22-0868		
		1.6億円	1.9億円						
(20)	介護関連データ活用に係る基盤整備事業費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39-ii】	6.6億円	10.6億円	11.8億円	-	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等の収集に必要な国保連等システムの改修を行うとともに、国立長寿医療研究センターが保有する、通いの場においてデータ収集を行うシステム(エントリーシステム)について、市町村等との連携や継続的な運用によりデータ活用のための基盤を整備し、これらの情報の市町村等における利活用を進めることで、被保険者への必要な介入等につながるような解析を可能とするもの。	2023-厚労-22-0870		
		3.5億円	2.5億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		3,535,429,498千円の内数		3,626,323,477千円の内数		3,536,433,684千円の内数			
施策の執行額(千円)		3,064,199,204千円の内数		3,251,510,128千円の内数					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第210回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣挨拶			令和4年10月21日		高齢者介護については、二〇四〇年に向けて八十五歳以上人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築を推進します。具体的には、感染症や災害への対応力を強化しつつ、介護予防や認知症施策を推進するとともに、介護人材の確保や介護ロボット、ICT等を活用した生産性向上等に取り組みます。		